

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、シティユーワ法律事務所（以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

個人情報国外移転標準契約弁法

(国家インターネット情報弁公室令第 13 号として 2023 年 2 月 22 日発布、同年 6 月 1 日施行)

第 1 条 個人情報の権益を保護し、個人情報国外移転活動を規範化するため、「中華人民共和国個人情報保護法」等の法律・法規に基づき、本弁法を制定する。

第 2 条 個人情報処理者が国外受領者と個人情報国外移転標準契約（以下、標準契約という。）を締結する方式を通じて中華人民共和国国外に個人情報を提供する場合に、本弁法を適用する。

第 3 条 標準契約締結の方式を通じて個人情報国外移転活動を展開する場合には、契約の自主締結と届出管理との組合せ及び権益保護とリスク防御との組合せを堅持し、個人情報の安全で自由な越境流通を保障しなければならない。

第 4 条 個人情報処理者は、標準契約締結の方式を通じて国外に個人情報を提供する場合には、次に掲げる事由に同時に適合しなければならない。

- (一) 重要な情報インフラの運営者ではない。
 - (二) 処理する個人情報が 100 万人分に満たない。
 - (三) 前年 1 月 1 日から累計で国外に提供した個人情報が 10 万人分に満たない。
 - (四) 前年 1 月 1 日から累計で国外に提供した機微な個人情報が 1 万人分に満たない。
- 法律、行政法規又は国のネット情報部門に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

個人情報処理者は、数量分割等の手段を講じて、法により国外移転安全評価を通過しなければならない個人情報を、標準契約締結の方式を通じて国外に提供してはならない。

第 5 条 個人情報処理者は、国外に個人情報を提供する前に、個人情報保護影響評価を展開し、以下の内容を重点的に評価しなければならない。

- (一) 個人情報処理者及び国外受領者による個人情報処理の目的、範囲、方式等の適法性、正当性及び必要性
- (二) 国外移転個人情報の規模、範囲、種類及び機微度並びに個人情報の国外移転が個人情報の権益にもたらす虞のあるリスク
- (三) 国外受領者が負担を承諾した義務並びに義務の履行に係る管理及び技術措置、能力等が国外移転個人情報の安全性を保障することができるか否か
- (四) 個人情報が国外移転後に、改ざん、破壊、漏洩、紛失、不法利用等に遭うリスク、個人情報の権益維持保護のルートが円滑であるか否か等
- (五) 国外受領者が所在する国又は地域の個人情報保護に係る政策及び法規が標準契約の履行に与える影響
- (六) その他個人情報の国外移転の安全性に影響を及ぼす虞のある事項

第 6 条 標準契約は、本弁法の付属文書に厳格に従って締結しなければならない。国のネット情報部門は、実情を踏まえ、付属文書に対して調整を行うことができる。

個人情報処理者は、国外受領者と、その他の条項を約定することができる。但し、標準契約と矛盾してはならない。

標準契約の発効後に限り、個人情報国外移転活動を展開することができる。

第7条 個人情報処理者は、標準契約発効の日から10業務日以内に、所在地の省級のネット情報部門に届け出なければならない。届出では、以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 標準契約
- (二) 個人情報保護影響評価報告

個人情報処理者は、届け出る資料の真実性に責任を負わなければならない。

第8条 標準契約の有効期間内に、次に掲げる事由のいずれかが出現した場合には、個人情報処理者は、個人情報保護影響評価を新たに展開し、標準契約を補完又は新たに締結し、かつ、相応の届出手続を履行しなければならない。

- (一) 国外提供個人情報に係る目的、範囲、種類、機微度、方式、保存場所若しくは国外受領者による個人情報処理の用途・方式に変化が発生した場合又は個人情報の国外保存期間を延長する場合
- (二) 国外受領者が所在する国又は地域の個人情報保護に係る政策及び法規に変化が発生する等して、個人情報の権益に影響が及ぶ虞がある場合
- (三) 個人情報の権益に影響が及ぶ虞があるその他の事由

第9条 ネット情報部門及びその職員は、職責の履行中に知り得た個人のプライバシー、個人情報、商業秘密、機密扱いの商務情報等に対し、法により秘密保持をしなければならない。漏洩又は他人への不法提供及び不法使用をしてはならない。

第10条 いずれの組織及び個人も、個人情報処理者が本弁法に違反して個人情報を国外に提供していることを発見した場合には、省級以上のネット情報部門に通報することができる。

第11条 省級以上のネット情報部門は、個人情報国外移転活動に比較的大きいリスクが存在すること又は個人情報セキュリティインシデントが発生したことを発見した場合には、法により個人情報処理者に対して約談を行うことができる。個人情報処理者は、要求に従って是正し、潜在的リスクを除去しなければならない。

第12条 本弁法の規定に違反する場合には、「中華人民共和国個人情報保護法」等の法律・法規によって処理し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第13条 本弁法は、2023年6月1日から施行する。本弁法の施行前に既に展開していた個人情報国外移転活動は、本弁法の規定に適合しない場合には、本弁法施行の日から6か月以内に是正を完了しなければならない。

付属文書 :

個人情報国外移転標準契約

シティユーワ法律事務所

国家インターネット情報弁公室 制定

国外受領者による個人情報処理の活動が中華人民共和国の関連法律・法規に定める個人情報保護の標準に達するよう確保し、個人情報処理者及び国外受領者による個人情報保護の権利及び義務を明確にするために、双方の協議による合意を経て、本契約を締結する。

個人情報処理者 : _____

住所 : _____

連絡先 : _____

連絡担当者 : _____ 役職 : _____

国外受領者 : _____

住所 : _____

連絡先 : _____

連絡担当者 : _____ 役職 : _____

個人情報処理者及び国外受領者は本契約の約定によって個人情報国外移転活動を展開し、この活動と関連する商業行為について、双方は____(商業契約。もしあれば)を____年____月____日に【既に締結】/【締結することを約定】している。

本契約の本文は、「個人情報国外移転標準契約弁法」の要求に基づいて作成されたものであり、本契約の本文の内容と矛盾しないことを前提として、双方にその他の約定がある場合には付録二において詳述することができ、付録は本契約の構成部分をなす。

第1条 定義

本契約においては、文脈上別段の定めがある場合を除き、

- (一) 「個人情報処理者」とは、個人情報処理活動において、自主的に処理目的及び処理方式を決定し、中華人民共和国国外に個人情報を提供する組織及び個人をいう。
- (二) 「国外受領者」とは、中華人民共和国国外において、個人情報処理者から個人情報を受領する組織及び個人をいう。
- (三) 個人情報処理者又は国外受領者は、単独で「一方」といい、併せて「双方」という。
- (四) 「個人情報主体」とは、個人情報によって識別され、又は関連付けられる自然人をいう。
- (五) 「個人情報」とは、電子的又はその他の方式により記録された、既に識別されている又は識別可能な自然人と関係する各種情報をいい、匿名化処理後の情報は含まれない。
- (六) 「機微な個人情報」とは、一旦漏洩され、又は不法に使用されると、自然人の人格・尊厳が侵害を受け、又は人身及び財産の安全が危害を受けることにつながりやすい個人情報をいい、生体識別、宗教信仰、特定の身分、医療健康、金融口座、移動軌跡等の情報及び14歳に満たない未成年者の個人情報が含まれる。
- (七) 「監督管理機構」とは、中華人民共和国の省級以上のネット情報部門をいう。
- (八) 「関連法律・法規」とは、「中華人民共和国ネットワーク安全法」、「中華人民共和国データ安全法」、「中華人民共和国個人情報保護法」、「中華人民共和国民法典」、「中華人民共和国民事訴訟法」、「個人情報国外移転標準契約弁法」等の中華人民共和国の法律・法規をいう。
- (九) 本契約のその他未定義の用語の意義は、関連法律・法規に定められた意義と一致する。

第2条 個人情報処理者の義務

個人情報処理者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (一) 関連法律・法規の規定に従って個人情報を処理し、国外に提供する個人情報は処理目的を実現するのに必要な最小範囲に限定する。
- (二) 国外受領者の名称又は氏名、連絡先、付録一「個人情報国外移転説明」中の処理目的、処理方式、個人情報の種類、保存期間並びに個人情報主体の権利を行使する場合の方式及び手続等の事項を個人情報主体に告知する。機微な個人情報を国外に提供する場合には、機微な個人情報提供の必要性及び個人の権益に対する影響も個人情報主体に告知しなければならない。但し、告知する必要がある旨を法律又は行政法規が規定している場合を除く。
- (三) 個人の同意に基づいて国外に個人情報を提供する場合には、個人情報主体の単独の

同意を取得しなければならない。14 歳に満たない未成年者の個人情報に関わる場合には、未成年者の父母その他の保護者の単独の同意を取得しなければならない。書面による同意を取得しなければならない旨を法律又は行政法規が規定している場合には、書面による同意を取得しなければならない。

- (四) 自身と国外受領者とは本契約を通じ個人情報主体を第三者受益者として約定しており、個人情報主体が 30 日以内に明確に拒絶しなければ本契約により第三者受益者の権利を享有することができる旨を個人情報主体に告知する。
- (五) 本契約に約定された義務の履行のために、国外受領者が下記の技術及び管理措置(個人情報の処理目的、個人情報の種類、規模、範囲及び機微度、伝送する数量及び頻度、個人情報の伝送及び国外受領者による保存の期間等によってもたらされる虞のある個人情報安全リスクを総合的に考慮する。)を講じるよう、合理的な努力を尽くして確保する。

(例：暗号化、匿名化、非識別化、アクセスコントロール等の技術及び管理措置)

- (六) 国外受領者の要求に基づき、関連法律規定及び技術標準の副本を国外受領者に提供する。
- (七) 国外受領者による個人情報処理活動についての監督管理機構からの問合せに回答する。
- (八) 予定している国外受領者への個人情報提供活動について、関連法律・法規に従い個人情報保護影響評価を展開する。以下の内容を重点的に評価する。
1. 個人情報処理者及び国外受領者による個人情報処理の目的、範囲、方式等の適法性、正当性及び必要性
 2. 国外移転個人情報の規模、範囲、種類及び機微度並びに個人情報の国外移転が個人情報の権益にもたらす虞のあるリスク
 3. 国外受領者が負担を承諾した義務並びに義務の履行に係る管理及び技術措置、能力等が国外移転個人情報の安全性を保障することができるか否か
 4. 個人情報に国外移転後に、改ざん、破壊、漏洩、紛失、不法利用等に遭うリスク、個人情報の権益維持保護のルートが円滑であるか否か等
 5. 現地の個人情報保護に係る政策及び法規が契約履行に与える影響を本契約第 4 条に従って評価する。
 6. その他個人情報の国外移転の安全性に影響を及ぼす虞のある事項
- 個人情報保護影響評価報告は、少なくとも 3 年間保存する。
- (九) 個人情報主体の要求に基づき、本契約の副本を個人情報主体に提供する。商業秘密又は機密扱いの商務情報に関わる場合には、個人情報主体の理解に影響しないことを前提として、本契約副本の関連内容に対し適切な処理を行うことができる。
- (十) 本契約の義務の履行に対して挙証責任を負う。
- (十一) 関連法律・法規の要求に基づき、本契約第 3 条第十一号所定の情報を監督管理機構に提供する。これには、全てのコンプライアンス監査結果が含まれる。

第 3 条 国外受領者の義務

国外受領者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (一) 付録一「個人情報国外移転説明」記載の約定に従って個人情報を処理する。約定の処理目的、処理方式及び処理する個人情報の種類を逸脱する場合には、個人の同意に基づき個人情報を処理しているものについては個人情報主体の単独の同意を事前に取得しなければならず、14歳に満たない未成年者の個人情報に関わるものについては未成年者の父母その他の保護者の単独の同意を取得しなければならない。
- (二) 個人情報処理者の委託を受けて個人情報を処理する場合には、個人情報処理者との約定に従って個人情報を処理しなければならず、個人情報処理者と約定した処理目的、処理方式等を逸脱して個人情報を処理してはならない。
- (三) 個人情報主体の要求に基づき、本契約の副本を個人情報主体に提供する。商業秘密又は機密扱いの商務情報に関わる場合には、個人情報主体の理解に影響しないことを前提として、本契約副本の関連内容に対し適切な処理を行うことができる。
- (四) 個人の権益に対する影響が最も小さい方式を採用して個人情報を処理する。
- (五) 個人情報の保存期間は、処理目的を実現するのに必要な最短の期間とし、保存期間が満了した場合には、個人情報(全てのバックアップを含む。)を削除しなければならない。個人情報処理者の委託を受け個人情報を処理する場合において、委託契約が発効しておらず、無効であり、取り消され、又は終了したときは、個人情報を個人情報処理者に返還し、又は削除し、かつ、書面説明を個人情報処理者に提供しなければならない。個人情報の削除が技術的に実現困難である場合には、ストレージ及び必要な安全保護措置の採用以外の処理を停止しなければならない。
- (六) 次に掲げる方式に従って個人情報処理の安全性を保障する。
 1. 本契約第2条第五号のものを含むがこれらに限らない技術及び管理措置を講じ、かつ、定期的に検査を行って、個人情報の安全性を確保する。
 2. 個人情報の処理を授権された人員が秘密保持義務を履行するよう確保し、かつ、最小限しか与えないアクセスコントロール権限を設定する。
- (七) 処理した個人情報に改ざん、破壊、漏洩、紛失、不法利用、権限付与を経ていない提供若しくはアクセスが発生し、又は発生する虞がある場合には、次に掲げる作業を展開しなければならない。
 1. 適切な救済措置を遅滞なく講じ、個人情報主体にもたらされる不利な影響を軽減する。
 2. 直ちに個人情報処理者に通知し、かつ、関連法律・法規の要求に基づき、監督管理機構に報告する。通知には、次に掲げる事項が含まれていなければならない。
 - (1) 改ざん、破壊、漏洩、紛失、不法利用、権限付与を経ていない提供若しくはアクセスが発生し、又は発生する虞がある個人情報の種類、原因及びもたらされる虞のある危害
 - (2) 既に講じた救済措置
 - (3) 個人情報主体が講じることのできる危害軽減措置
 - (4) 関連状況の処理に責任を負う責任者又は責任チームの連絡先
 3. 関連法律・法規により個人情報主体への通知が要求される場合には、通知の内容に、本号第2目の事項を含める。個人情報処理者の委託を受けて個人情報を処理した場合には、個人情報処理者が個人情報主体に通知する。

4. 講じた全救済措置を含め、改ざん、破壊、漏洩、紛失、不法利用、権限付与を経
ていない提供若しくはアクセスの発生又は発生の虞に関係する全ての状況を記
録し、かつ、保管する。
- (八) 次に掲げる条件に同時に適合する場合に限り、中華人民共和国国外の第三者に個人
情報を提供することができる。
1. 業務上の必要が確かにある。
 2. 当該第三者の名称又は氏名、連絡先、処理目的、処理方式、個人情報の種類、保
存期間並びに個人情報主体の権利を行使する場合の方式及び手続等の事項を既
に個人情報主体に告知している。機微な個人情報を第三者に提供する場合には、
機微な個人情報提供の必要性及び個人の権益に対する影響も個人情報主体に告
知しなければならない。但し、告知する必要がない旨を法律又は行政法規が規定
している場合を除く。
 3. 個人の同意に基づいて個人情報を処理する場合には、個人情報主体の単独の同意
を取得しなければならない。14歳に満たない未成年者の個人情報に関わる場合
には、未成年者の父母その他の保護者の単独の同意を取得しなければならない。
書面による同意を取得しなければならない旨を法律又は行政法規が規定してい
る場合には、書面による同意を取得しなければならない。
 4. 第三者と書面合意を達成して、第三者による個人情報処理活動が中華人民共和國
の関連法律・法規に定める個人情報保護の標準に達するよう確保し、かつ、中華
人民共和国国外の第三者に対する個人情報提供に起因して、個人情報主体が享有
する権利を侵害した場合の法的責任を引き受ける。
 5. 個人情報主体の要求に基づき、当該書面合意の副本を個人情報主体に提供する。
商業秘密又は機密扱いの商務情報に関わる場合には、個人情報主体の理解に影響
しないことを前提として、当該書面合意の関連内容に対し適切な処理を行うこと
ができる。
- (九) 個人情報処理者の委託を受け個人情報を処理する場合において、第三者に処理を再
委託するときは、個人情報処理者の同意を事前に得て、本契約の付録一「個人情報
国外移転説明」中に約定する処理目的、処理方式等を逸脱した個人情報の処理の禁
止を当該第三者に要求し、かつ、当該第三者による個人情報処理活動に対して監督
を行わなければならない。
- (十) 個人情報を利用して、自動化された意思決定を行う場合には、意思決定の透明性並
びに結果の公平性及び公正性を保証しなければならない。取引価格等の取引条件上、
個人情報主体に対して不合理な差をつけた待遇を実行してはならない。自動化され
た意思決定方式を通じて、個人情報主体に情報配信又は商業的マーケティングを行
う場合には、その個人的な特徴に焦点を定めていない選択肢を同時に提供し、又は
簡便な拒絶方式を個人情報主体に提供しなければならない。
- (十一) 本契約の義務を既に遵守していることにつき必要とされる情報を個人情報処理者
に提供することを承諾し、個人情報処理者が必要なデータファイル及びドキュメン
トに対して閲覧を行うこと又は本契約が対象としている処理活動に対してコンプラ
イアンス監査を行うことを許可し、かつ、個人情報処理者がコンプライアンス監査

を展開するために便宜を図る。

(十二) 展開する個人情報処理活動に対して客観的な記録を行い、記録は少なくとも 3 年間保存し、かつ、関連法律・法規の要求に従って直接に、又は個人情報処理者を通じて、監督管理機構に関連記録文書を提供する。

(十三) 本契約の実施に対する監督に関連する手続において、監督管理機構による監督管理に応じることに同意する。これには、監督管理機構からの問合せへの回答、監督管理機構の検査への協力、監督管理機構が講じる措置又は下した決定に従うこと、必要な行動を既に講じたという書面証明を提供すること等が含まれるがこれらに限らない。

第 4 条 国外受領者が所在する国又は地域の個人情報保護に係る政策及び法規が契約履行に与える影響

(一) 双方は、国外受領者が所在する国又は地域の個人情報保護に係る政策及び法規（個人情報の提供要求又は個人情報へのアクセス権限の公共機関に対する付与に係る規定の一切を含む。）で、本契約に約定する義務の国外受領者による履行に影響するものは、本契約の締結時に合理的な注意義務を尽くしても発見されなかったことを保証しなければならない。

(二) 双方は、本条第一号の保証を行う際に、次に掲げる事由を踏まえて評価を実施済である旨を表明する。

1. 国外移転の具体的な状況。これには、個人情報処理の目的、伝送する個人情報の種類、規模、範囲及び機微度、伝送の規模及び頻度、個人情報の伝送及び国外受領者による保存の期間、個人情報の越境伝送及び処理に関連する国外受領者のこれまでの類似経験、国外受領者が過去に個人情報のセキュリティ関連インシデントを起こしているか否か及び遅滞なく有効な対処を行ったか否か、並びに国外受領者が過去にその所在する国又は地域の公共機関から個人情報の提供請求を受けたか否か及び国外受領者の対応の状況が含まれる。

2. 国外受領者が所在する国又は地域の個人情報保護に係る政策及び法規。これには、次に掲げる要素が含まれる。

(1) 当該国又は地域の現行の個人情報保護に係る法律・法規及び普遍的に適用される標準

(2) 当該国又は地域が加入する地域的又は世界的な個人情報保護方面の組織及び当該国又は地域が行った拘束力を有する国際約束

(3) 当該国又は地域の個人情報保護実行の仕組み。例えば、個人情報保護の監督法執行機構及び関連司法機構を具備しているか否か等

3. 国外受領者の安全管理制度及び技術手段の保障能力

(三) 国外受領者は、本条第二号に基づいて評価を行う際に、最大限努力して個人情報処理者のために必要な関連情報を提供済であったことを保証する。

(四) 双方は、本条第二号に基づく評価実施の過程及び結果を記録しなければならない。

(五) 国外受領者が所在する国又は地域の個人情報保護に係る政策及び法規に変化が発生したために（国外受領者が所在する国又は地域での法律改正又は強制的な措置の採用を含む。）国外受領者が本契約を履行することができなくなった場合には、国外受

領者は、当該変化を知った後、個人情報処理者に直ちに通知しなければならない。

- (六) 国外受領者は、所在する国又は地域の政府部門・司法機構から本契約に係る個人情報の提供に関する要求を受けた場合には、個人情報処理者に直ちに通知しなければならない。

第5条 個人情報主体の権利

双方は、個人情報主体が本契約の第三者受益者として以下の権利を享有することを約定する。

- (一) 個人情報主体は、関連法律・法規により、自身の個人情報の処理に対して知る権利及び決定権を享有し、他人がその個人情報について処理を行うことを制限又は拒絶する権利を有し、その個人情報の閲覧、複製、訂正、補足及び削除を要求する権利を有し、その個人情報処理規則に対して説明を行うよう要求する権利を有する。
- (二) 個人情報主体が国外移転済みの個人情報に対して上述の権利の行使を要求する際には、個人情報主体は、適切な措置を講じて実現させるよう個人情報処理者に請求すること、又は国外受領者に請求を直接提出することができる。個人情報処理者は、実現することができない場合には、実現のために協力するよう国外受領者に通知し、かつ、要求しなければならない。
- (三) 国外受領者は、個人情報処理者の通知に従って、又は個人情報主体の請求に基づき、合理的な期間内に、個人情報主体が関連法律・法規により享有する権利を実現させなければならない。

国外受領者は、目立つ方式及び明瞭で分かりやすい言葉により、真実、正確かつ完全に、関連情報を個人情報主体に告知しなければならない。

- (四) 国外受領者は、個人情報主体の請求を拒絶する場合には、その拒絶の原因並びに個人情報主体が関連監督管理機構に苦情を申し立て、及び司法救済を求める際のルートを個人情報主体に告知しなければならない。
- (五) 個人情報主体は、本契約の第三者受益者として、本契約の条項に基づき、個人情報処理者及び国外受領者の一方又は双方に対し、本契約の個人情報主体の権利と関連のある次に掲げる条項の履行を主張し、かつ、要求する権利を有する。
1. 第2条。但し、第2条第五号、第六号、第七号及び第十一号を除く。
 2. 第3条。但し、第3条第七号第2目及び第4目、第九号、第十一号、第十二号並びに第十三号を除く。
 3. 第4条。但し、第4条第五号及び第六号を除く。
 4. 第5条
 5. 第6条
 6. 第8条第二号及び第三号
 7. 第9条第五号

上述の約定は、個人情報主体が「中華人民共和国個人情報保護法」により享有する權益に影響しない。

第6条 救済

- (一) 国外受領者は、連絡担当者を1人定め、その者に授權して、個人情報処理に関する問合せ又は苦情に回答させなければならない。かつ、個人情報主体からの問合せ又は

苦情を遅滞なく処理しなければならない。国外受領者は、連絡担当者の情報を個人情報処理者に告知し、かつ、簡潔で分かりやすい方式にて、個別の通知を通じ、又はそのウェブサイトで公告し、当該連絡担当者の情報を個人情報主体に告知しなければならない。具体的には、次のとおりである。

連絡担当者及び連絡先 (職場の電話番号又は電子メールアドレス)

- (二) 一方が本契約履行のために個人情報主体と紛争が発生した場合には、他の一方に通知しなければならない。双方は、協力して紛争を解決しなければならない。
- (三) 紛争が友好的に解決することができず、個人情報主体が第 5 条に基づき第三者受益者の権利を行使する場合には、国外受領者は、個人情報主体が次に掲げる形式を通じて権利を守ることを受け入れる。
 - 1. 監督管理機構に苦情を申し立てる。
 - 2. 本条第五号に約定する法院に訴訟を提起する。
- (四) 双方は、個人情報主体が本契約の紛争について第三者受益者の権利を行使する場合において、中華人民共和国の関連法律・法規の適用を個人情報主体が選択したときは、その選択に従うことに同意する。
- (五) 双方は、個人情報主体が本契約の紛争について第三者受益者の権利を行使する場合に、「中華人民共和國民事訴訟法」により、管轄権を有する人民法院に対し個人情報主体が訴訟を提起することに同意する。
- (六) 双方は、個人情報主体の行った権利を守る選択が、個人情報主体がその他の法律・法規に基づき救済を求める権利を減損させ得ないことに同意する。

第 7 条 契約解除

- (一) 国外受領者が本契約に約定する義務に違反し、又は国外受領者が所在する国若しくは地域の個人情報保護に係る政策及び法規に変化が発生して (国外受領者が所在する国又は地域での法律改正又は強制的な措置の採用を含む。)、国外受領者が本契約を履行することができなくなった場合には、個人情報処理者は、違約行為が是正され、又は契約が解除されるまで、国外受領者への個人情報提供を一時停止することができる。
- (二) 次に掲げる事由のいずれかがある場合には、個人情報処理者は、本契約を解除する権利を有し、かつ、必要な場合には、監督管理機構に通知する。
 - 1. 個人情報処理者が本条第一号の規定に基づき国外受領者への個人情報提供を一時停止する期間が 1 か月を超えるとき。
 - 2. 国外受領者が本契約を遵守することが、その所在する国又は地域の法律規定違反となるとき。
 - 3. 国外受領者が本契約に約定する義務に重大に、又は持続的に違反したとき。
 - 4. 国外受領者の主管裁判所又は監督管理機構が下した終局的な決定に基づき、国外受領者又は個人情報処理者が本契約に約定する義務に違反したとき。本号第 1 目、第 2 目及び第 4 目の場合には、国外受領者は、本契約を解除することができる。
- (三) 双方の同意を経て本契約を解除する場合において、契約解除は、それらの個人情報処理過程における個人情報保護義務を免除しない。

- (四) 契約解除時に、国外受領者は、自身が本契約に基づいて受領した個人情報（全てのバックアップを含む。）を遅滞なく返還又は削除し、かつ、書面説明を個人情報処理者に提供しなければならない。個人情報の削除が技術的に実現困難である場合には、ストレージ及び必要な安全保護措置の採用以外の処理を停止しなければならない。

第8条 違約責任

- (一) 双方は、自身が本契約に違反して相手方にもたらした損失について、責任を負わなければならない。
- (二) いずれの一方も、本契約に違反したことにより、個人情報主体が享有する権利を侵害した場合には、個人情報主体に対して民事上の法的責任を負わなければならない。かつ、このことは、関連法律・法規の規定により個人情報処理者が負うべき行政上、刑事上等の法的責任に影響しない。
- (三) 双方が法により連帯責任を負う場合には、個人情報主体は、いずれか一方又は双方に対し、責任を負うよう請求する権利を有する。一方の負う責任がその負うべき責任割合を超える場合には、他の一方に対して求償する権利を有する。

第9条 その他

- (一) 本契約と双方が締結したその他いずれかの法的文書に矛盾が発生する場合には、本契約の条項が優先的に適用される。
- (二) 本契約の成立、効力、履行、解釈及び本契約のために引き起こされた双方間のいずれの紛争にも、中華人民共和国の関連法律・法規を適用する。
- (三) 発出する通知は、電子メール、電報、テレックス、ファクシミリ（航空便にて確認の副本を郵送する。）又は航空書留郵便にて、(具体的な住所) 又は書面通知により当該住所と差し替えられたその他の住所宛てに送付しなければならない。本契約に基づく通知を航空書留郵便にて差し出した場合には、消印日付後の__日目に受領済みであるものとみなさなければならない。電子メール、電報、テレックス又はファクシミリにて発出された場合には、発出以後の__業務日目に受領済みであるものとみなさなければならない。
- (四) 双方に本契約のために生じた紛争及び個人情報主体の損害に係る賠償責任について先行賠償したことによるいずれか一方から他の一方に対する求償について、双方は、協議により解決しなければならない。協議により解決することができない場合には、いずれの一方も、次に掲げる__つ目の方式を採用して解決を図ることができる（仲裁を選択する場合には、選択する仲裁機構にチェックを記入願う。）。
1. 仲裁。当該紛争を
 - 中国国際経済貿易仲裁委員会
 - 中国海事仲裁委員会
 - 北京仲裁委員会（北京国際仲裁センター）
 - 上海国際仲裁センター
 - その他「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」加盟国の仲裁機構_____に付託し、その時点で有効な当該機構の仲裁ルールに従い (仲裁場所) において仲裁を行う。
 2. 訴訟。中華人民共和国の管轄権を有する人民法院に対し、法により訴訟を提起す

る。

(五) 本契約については、関連法律・法規の規定に従って解釈を行わなければならない、関連法律・法規に定める権利及び義務に抵触する方式にて本契約を解釈してはならない。

(六) 本契約は、正本一式__通とし、双方がそれぞれ__通を保有し、その法的効力は同一とする。

本契約は、(場所) _____ において締結された。

個人情報処理者： _____

____年____月____日

国外受領者： _____

____年____月____日

付録一

個人情報国外移転説明

本契約に基づく国外への個人情報提供に係る詳細について、次のとおり約定する。

- (一) 処理目的：
- (二) 処理方式：
- (三) 国外移転個人情報の規模：
- (四) 国外移転する個人情報の種類 (GB/T35273「情報安全技術 個人情報安全規範」及び関連標準を参照)：
- (五) 国外移転する機微な個人情報の種類 (該当がある場合。GB/T35273「情報安全技術 個人情報安全規範」及び関連標準を参照)：
- (六) 国外受領者は、以下の中華人民共和国国外の第三者に対してのみ個人情報を提供する (該当がある場合)：
- (七) 伝送方式：
- (八) 国外移転後の保存期間：
(年 月 日 至 年 月 日)
- (九) 国外移転後の保存場所：
- (十) その他の事項 (状況に応じて記入)：

付録二

双方が約定するその他の条項 (必要な場合)

(法令原文名称：个人信息出境标准合同办法)